

利用証交付基準

区 分				交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	無期限
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
	移動機能		6 級以上			
	心臓機能障害			4 級以上		
	じん臓機能障害			4 級以上		
	呼吸器機能障害			4 級以上		
	ぼうこう又は直腸の機能障害			4 級以上		
	小腸機能障害			4 級以上		
	免疫機能障害			4 級以上		
	肝臓機能障害			4 級以上		
知的障害者		療育手帳の障害の程度欄が「A」の者 （名古屋市にお住まいの方は愛護手帳が「1・2度」の者）		療育手帳 （名古屋市にお住まいの方は愛護手帳）		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1 級」の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療費受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、指定難病登録者証を取得した者等		特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病登録者証等		
要介護者		要介護状態区分が「要介護 1 ～ 5」の者		介護保険被保険者証		
妊産婦		母子健康手帳を取得した者		母子健康手帳及び身分証明書	手帳取得時から 子が満 2 歳（単胎児）又は満 3 歳（多胎児）に達する日まで	
けが人		けが等により一時的に移動の配慮が必要な者		医師の診断書・意見書等及び身分証明書	必要と認める期間 （原則 1 年以内）	
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		車いすの常時使用等を必要とする者にあつては、その旨を証明する書類		